

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

仙北市の人口は、平成30年4月現在26,736人と新設合併当初の平成17年9月から5,901人、18.1%の減となっている。人口減の大きな要因には若年層の県外流出があり、これを抑制するためには労働生産性の高い雇用の創出による社会減の鈍化が不可欠である。

本市の主要産業は、農業、林業、観光業である。平成26年度産業別総生産額は、第一次産業3,753百万円、第二次産業13,429百万円、第3次産業59,358百万円となっている。

こうした中、本市域内の中小企業については慢性的な人手不足が続いている。新規求人数（常用）は平成30年3月期290人で、前年同期を15.5%上回っている。しかし、求職者（常用）は新規求職者146人で、前年同期を18.4%下回っており、有効求職者では452人、前年同期の17.2%減となっている。また、地場の中小企業の業況は回復傾向には遠く、中央との格差は拡大傾向にあり、製造品出荷額は平成26年度14,283百万円（対前年度比92.5%）で、平成17年度をピーク（18,744百万円）に下降傾向にある。加えて地場中小企業の保有している設備については老朽化が進んでおり、生産性向上にブレーキを掛ける状況ともいえる実態である。

今後都道府県の中で一番とも言われる高齢化と少子化による労働力不足が確実に予想される中、働き方改革への対応など様変わりする労働環境へ即応するためにも、設備を更新し生産性を向上させる取組が急務となっている。生産性向上のためには、資本装備率（就業者1人あたりの付加価値額）や全要素生産性（生産設備や労働の投入量によらない生産性）を高める必要があり、設備投資や研究開発等の中小企業の取組援助による地場中小企業の強化育成を図り、産業集積を進め、生産波及効果を高めるなど、地域の産学官金労が連携した取組が必要である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内中小企業においては、先行きの市場動向を見据えた省力化等の先端設備導入により資本整備率や全要素生産性を高める。

労働生産性が高まるほど賃金水準が上昇する傾向にあり、これは雇用の受け皿の創出と企業収益の増加につながる。こうした背景を基に経済の好循環を産み出し、地場企業の更なる労働生産性の向上につなげていくことを目指す。

これを実現するため、計画期間中に8件程度の先端設備等導入事業計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

地域に根付いている電子・機械・木材産業をはじめ、意欲ある全ての事業者の取組を後押しするため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

地域に根付いている電子・機械・木材産業をはじめ、意欲ある全ての事業者の取組を後押しするため、本計画の対象地域は、仙北市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業構造や製造品出荷額等から勘案すると、業績の好調な電子部品・デバイス・機械分野、木材・木製品を対象設備とするべきとも考えられるが、本計画においては、労働生産性の3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①～④の全てを満たす者の取組を先端設備等導入計画の認定の対象とする。

①市内に本店または主たる事業所、工場があること。

②市民税を滞納している者でないこと。

③人員削減を目的とした取組でないこと。

④公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものでないこと。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。